

緊急小口資金等特例貸付の 返済免除の手続きをしましたか？

生活にお困りの場合は自立相談機関の相談窓口があります

1. 緊急小口資金等特例貸付の返済免除の手続きをしていない方へ

- 緊急小口資金等の社会福祉協議会が行った特例貸付には、返済免除の仕組みがあります。この返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。
 - ①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- **借受人と世帯主が住民税非課税**（均等割・所得割いずれも）であれば、**返済免除**の対象となります。そのほかの世帯員の課税状況は問いません（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。
- 上記以外にも、**判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合**のほか、返済中に**借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた場合、自己破産等**の返済中も返済困難な状況があれば、**全部または一部の返済を免除できる場合**があります。

※なお、免除の判定時期は資金種類により異なります。
※免除要件と免除上限額は裏面をご確認ください。
- **返済免除は申請が必要です**（※対象の方は自動的に免除されるわけではありません）。東京都社会福祉協議会からの通知をご確認のうえ、期限内の申請をお願いします。転居等で**申請時と住所が異なる場合は、貸付申請の手続きをした社会福祉協議会までご連絡ください。**
- **返済にお困りの方は、まずはご相談ください。**返済免除に該当しない場合でも、病気、失業、収入減少その他の事情により**返済が困難な場合**には、返済の**猶予**ができる場合もあります。また、毎月の返済額を変更できる場合があるほか、返済期間中であっても返済が免除される場合があります。

返済に関するお問い合わせ先：東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター
電話番号 03-6261-4335
受付時間 平日9:30～17:30



2. 収入や家計に不安を抱えている方等への相談窓口について

- 特例貸付の返済以外でも、一緒に家計を見直してほしい、債務整理について知りたい、生活を立て直したいなど、生活にお困りの場合は、自立相談支援機関があります。こちらの窓口をご利用ください。必要な関係機関にもおつなぎします。

お問い合わせ先： 文京区自立相談支援窓口（文京区生活福祉課自立支援担当）
電話番号 03-5803-1917

免除要件と免除上限額

資金種類	免除要件	免除上限額	返済可能時期 ※免除とならない 場合等
緊急小口資金 令和4年3月末まで に申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に 申請された分	令和5年度が 住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回 貸付分） 令和4年3月末まで に申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世 帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回 貸付分） 令和4年4月以降に 申請された分	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世 帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長 貸付分）	令和5年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世 帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸 付）	令和6年度が 住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世 帯）	令和7年1月～

※ 返済開始時期については貸付を受けた時期により異なる場合があります。また、借受人の希望により据置期間を短く設定した場合、この限りではありません。